導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

昭和３５年１１月１８日に久米南町商工会が発足した当時、久米南町は、人口約１万人、約４５０のサービス業を中心とした中小企業が事業を展開していた。しかし、その後６０年足らずが経過する中で、少子高齢化等に伴う人口減少が進み、人口は約半数、中小企業も約１７０の事業所を残すのみとなっている。現在、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると、町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対して商工業振興対策利子補給金給付事業を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に５件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

久米南町の産業は、サービス業、建設業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

久米南町の産業は、町内全域に立地している。全域で、広く事業者の生産性向上を

実現する観点から、本計画の対象区域は、久米南町内全域とする。

（２）対象業種・事業

久米南町の産業は、サービス業、建設業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から５年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。